

教員免許更新制について

【免許更新制の目的】

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※更新制は不適格教員を排除することを目的としたものではありません。

【免許更新制のポイント】

- (1) 更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身に付けること。
- (2) 平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されること。
- (3) 2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となること
- (4) 平成21年3月31日以前に免許状を取得した者にも更新制の基本的な枠組みを適用すること。

【文部科学省ホームページ】

○ 教員免許更新制の概要

「教員免許更新制とは？－開設とQ&A」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm

○ 最初の修了確認期限について

「修了確認期限をチェック」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

○ 免許状更新講習の受講から手続までの流れ

「ケース別 手続きの流れ」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm

○ 免許状更新講習の受講免除について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/005.htm

○ 修了確認期限の延期について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/008.htm

○ 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式など

→ 各都道府県教育委員会の免許担当にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下を御参照ください。

「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009.htm

○ 教員免許更新制リーフレット

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/08101410.htm

【制度概要などについての文部科学省への問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室更新係

電話：03-5253-4111（代）（内線 3573） メールアドレス：menkyo@mext.go.jp